

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 3 月 1 5 日（諮問第 1 7 5 号）

答申日：令和 6 年 9 月 1 9 日（答申第 1 7 5 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、その一部を不開示とした処分については、不開示とした部分のうち「プライバシーマーク登録」の内容は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

北九州市長（建築都市局都市計画課）（以下「処分庁」という。）の令和 5 年 9 月 2 9 日付け北九建都計都第 7 0 8 号による審査請求人に対する行政文書一部開示決定の処分において、株式会社〇〇の業務委託契約仕様書で納品が定められた報告書 CD-ROM の内容閲覧の可否・理由を明らかにせず、報告書 CD-ROM の存在確認すら処分庁が認めないことは、審査請求人が行った行政文書開示請求に対する不作為があることを明らかにする。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 株式会社〇〇との業務委託契約に関する行政文書の開示を求めたところ、業務委託契約書及び報告書については、個人情報など不開示情報を墨消しした状態で全ページが閲覧開示された。

一方で、当該契約書の仕様書には成果品として、印刷物としての報告書のほかに当該報告書を電子データ化した CD-ROM の納品が明示されている。

(2) 当該 CD-ROM の閲覧を処分庁に求めたところ、印刷物としての報告書と同じ内容なので閲覧開示しても意味がない旨主張し、開示を忌避した。

さらに当該 CD-ROM が報告書にどのように添付されているのかその状態を現物で確認したい旨の申し入れについても忌避した。

(3) 前記(2)のような場合、全部不開示に相当するようと思われるが、北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 3 項には「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければな

らない。」と規定されているにもかかわらず、前記 1 記載の行政文書一部開示決定通知書には記載されておらず、閲覧等ができない理由はない。

- (4) 条例に規定された開示しない理由の書面提示が行われず、前記(2)のような状況によって、審査請求人が享受すべき条例の法益が毀損された。
- (5) 以上の点から、本件処分にかかる処分庁の不作为を明らかにし、審査請求人が受けるべき情報公開が正しく行われることを求めるため、本審査請求を提起した。
- (6) 処分庁は報告書が原本だと言っておきながら、CD-ROMの内容を北九州市情報公開条例施行規則（平成14年北九州市規則第15号。以下「規則」という。）第10条第1項第3号アの規定どおりA3判以下の用紙に出力しての閲覧とは報告書原本の閲覧だなどとはどう考えれば納得できるのか教示してほしい。
- (7) 本件処分において、プライバシーマーク登録については、ホームページ上に株式会社〇〇の情報が公開されており、非開示理由にはあたらない。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年8月30日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年9月29日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として令和6年1月4日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件は、令和5年8月30日付けで条例第5条の規定に基づき、処分庁に対し、『建築都市局都市計画課が平成27年度から令和4年度にかけて株式会社〇〇と契約を行った次の業務委託、ア)「北九州市立地適正化計画策定等に係る検討業務委託」、イ)「区域区分見直し基準のあり方検討業務委託」、ウ)「立地適正化計画の見直し・改定に向けた、計画の評価分析、現況整理」について各業務委託契約に関する文書として、
 - 1) 当該業務委託に関する目的及び内容に関する方針決裁書類（含む入札方式の決定理由）
 - 2) 契約書（特記仕様書等仕様書を含む）、特命随意契約の場合は理由書
 - 3) 支出負担行為兼支出命令書
 - 4) 北九州市と株式会社〇〇との業務打ち合わせ記録

5) 成果物

6) 成果物に関する評価及び成果物を都市計画業務に使用する方針等意思決定文書』(以下「本件対象文書」という。)の開示請求があった。

- (2) それに対し、処分庁は同年9月29日付けで、条例第7条第1号、第2号及び不存在を理由として行政文書の一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。成果物の一つであるCD-ROMに保存した電子データについては、規則第10条第1項第3号ア(当該電磁的記録を日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧)の方法にて、開示を行った。
- (3) その後、審査請求人から処分庁に対し、成果物の一つであるCD-ROMに保存した電子データの閲覧の要請があったため、処分庁は、電子データの内容について、規則第10条第1項第3号アの方法により開示している旨の説明を行った。
- (4) さらに、審査請求人から処分庁に対し、成果物の一つであるCD-ROM原本の外形について開示の要請があった。処分庁は、条例及び規則の解釈及び運用方法について確認し、審査請求人に対して、新たにCD-ROM原本の外形の閲覧開示請求があれば、閲覧に供することができる旨の説明を行った。
- (5) 当該審査請求人から令和5年11月21日付けで、条例第5条の規定に基づき、処分庁に対して、「電子データ(CD-ROM形式)を規則第10条第1項第3号イにより閲覧を求めること。さらに契約により納品された電子データ(CD-ROM形式)原本がどのような形で納品されているか外形的に確認できることを求めるもの」との行政文書の開示請求があり、同年12月5日付けで、成果物であるCD-ROM原本の外形を開示する決定を行い、審査請求人に通知したものである。
- (6) 本件請求は、請求された業務委託契約に関する成果物の開示を求めるものである。当該成果物には、報告書及びCD-ROMに保存した電子データが該当するが、CD-ROMに保存した電子データの開示については、規則第10条第1項第3号アの方法にて、不開示情報の黒塗りを行い、報告書の全ページを閲覧開示している。

また、上記(5)のとおり、CD-ROMに保存した電子データの開示を行っていることから、本件処分に係る行政文書一部開示決定通知書には、不開示情報の黒塗りを行ったもの以外、行政文書の一部を開示しない理由を記載するものはない。

3 よって、条例第11条第1項の規定により、行政文書の開示を決定した本件処分は適法かつ正当であることから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請

求の棄却を求めるものである。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 6 年 3 月 1 5 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 4 月 3 0 日 審議
- ③ 令和 6 年 5 月 2 8 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 6 月 2 0 日 審査請求人からの意見聴取
- ⑤ 令和 6 年 8 月 2 8 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第 1 6 条第 1 項について

条例第 1 6 条第 1 項は、「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う」と規定している。

(2) 規則第 1 0 条について

電磁的記録の開示の実施方法として、規則第 1 0 条柱書に「次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第 1 6 条第 1 項の規則で定める方法は、当該各号に定める方法とする」と規定し、規則第 1 0 条第 1 項第 1 号に「録音テープ又は録音ディスク」を、第 2 号に「ビデオテープ又はビデオディスク」の開示方法を規定している。それ以外の電磁的記録については、第 3 号として次のとおり規定している。

- (3) 電磁的記録（前 2 号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受けるものの閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

また、規則第10条第2項として、「前項に規定する開示の方法（同項第3号ア及びウに掲げるものを除く。）は、電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする」と規定している。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第7条第2号（法人・企業情報）について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 成果品の電子データ（CD-ROM形式）の開示について

本件対象文書のうち、成果品の一つである電子データ（CD-ROM形式）について、処分庁は、規則第10条第1項第3号アに規定するA3判以下の大きさの用紙に出力したものを閲覧の方法により、開示を行ったとのことであった。

当審査会において確認したところ、実際には「紙の報告書」と「CD-ROM

の報告書」が同じ内容であることから、「紙の報告書」に不開示処理を行い、開示していた。

行政文書の開示は、条例第 16 条第 1 項により開示方法が規定されているが、今回のように「紙の報告書」と「CD-ROMの報告書」が同じ内容である場合において、既に用紙に出力されている報告書に不開示処理をしたものを開示したことが、同条に反し違法とまではいえない。

また、「紙の報告書」による開示が行う場合に、成果品である CD-ROM の内容を印刷することまでは条例上求めてはいないため、本件の開示が不当とはいえない。

3 原処分の不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

ア 打ち合わせ記録簿に記載されている法人担当者の氏名・印影

イ 成果物に記載されている氏名、顔写真、法人担当者の部署名・氏名・個人のメールアドレス・印影

ア及びイの情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

ア 成果物に記載されている法人の印影、プライバシーマーク登録、情報セキュリティポリシー

イ 支出命令書に記載されている法人の口座番号

ウ 契約書に記載されている法人の印影

エ 委託業務完了報告書に記載されている法人の印影

上記アないしエの情報については、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な権利を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、アの情報のうち、「プライバシーマーク登録」の内容については、当審査会においても株式会社〇〇のホームページにほぼ同一の内容が記載されていることが確認できた。そのためこれを不開示にする理由は乏しいといえ、開示することが妥当である。

なお、「情報セキュリティポリシー」の内容については、同社のホームページにも公開されていないこと、また、当該情報には、同社の営業活動上の秘密が推測され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると

認められるため、不開示が妥当である。

また、イ、ウ、エの情報についても、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

4 文書の不開示について

平成 27 年度に契約を行った北九州市立地適正化計画策定等に係る検討業務委託に関する支出命令書については、保存期間（5 年間）満了により廃棄したため、保有していないとして不開示としている。

当該文書を処分庁が保有していることが認められる事情も存しないため、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上のことから、本件処分の不開示とした部分のうち「プライバシーマーク登録」の内容は開示すべきであり、その他の部分を不開示とした処分は妥当であるため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美